## 【令和5年度】

①法 20 条第 1 項に基づくもの(入院)・・・入院勧告に係るもの

②法 20 条第 4 項に基づくもの(入院延長)・・・入院勧告延長に係るもの

③法 37 条の 2 (適正医療) ・・・結核の外来医療に係る公費負担申請

(件)

名称	1	2	3
阪神南・阪神北感染症診査協議会	28	76	162
東播磨感染症診査協議会	12	26	82
北播磨・中播磨感染症診査協議会	10	21	58
西播磨感染症診査協議会	12	16	64
但馬感染症診査協議会	6	4	25
丹波感染症診査協議会	6	10	31
淡路感染症診査協議会	8	7	31
計	82	160	453